

令和 7 年度第 1 回朝霞市障害者自立支援協議会

次 第

日 時 令和 7 年 7 月 3 日 (木)
午前 1 0 時から正午まで
会 場 朝霞市中央公民館・コミュニティセンター
1 階集会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 委員の変更について
- (2) 第 6 次朝霞市障害者プラン及び第 7 期朝霞市障害福祉計画・第 3 期朝霞市
障害児福祉計画の進捗状況の報告
- (3) 令和 6 年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和 7 年度の計画
について
- (4) 朝霞市障害者緊急時短期入所事業について
- (5) 令和 7 年度のスケジュールについて
- (6) その他

3 閉 会

朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿

令和7年7月3日現在

氏 名	所 属 等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員主幹
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
たかはし たくや 高橋 拓弥	ウェルビー朝霞台駅前センター長
かざおか としゆき 風岡 俊行	放課後等デイサービスまいまい統括責任者
保健又は医療関係者	
ふくち みのり 福地 みのり	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
すぎた まさおき 杉田 正興	すぎたこどもクリニック院長
きむら よしえ 木村 淑恵	あさか台メンタルクリニック所長
かどの しゅうじ 角野 修治	くろめがわ訪問看護ステーション管理者
教育又は雇用関係者	
みねざし なおゆき 峯岸 直之	和光南特別支援学校進路指導主事
はせがわ かずひろ 長谷川 和博	朝霞公共職業安定所求人・専門援助部門統括職業指導官
たかはし くにたろう 高橋 邦太郎	朝霞市商工会理事
すけがわ だいすけ 助川 大介	和光特別支援学校教諭
障害者団体の代表者	
なかむら ま き こ 中村 眞喜子	特定非営利活動法人朝霞市心身障害児・者を守る会会員
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会代表
なかつ あきよ 中田 陽代	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長
学識経験を有する者	
いいむら ふみえ 飯村 史恵	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授
知識経験を有する者	
くりやま のぼる 栗山 昇	栗山司法書士事務所所長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）委員名簿

令和7年7月3日現在

氏 名	所 属 等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員主幹
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
かざおか としゆき 風岡 俊行	放課後等デイサービスまいまい統括責任者
保健又は医療関係者	
ふくち みのり 福地 みのり	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
すぎた まさおき 杉田 正興	すぎたこどもクリニック院長
教育又は雇用関係者	
すけがわ だいすけ 助川 大介	和光特別支援学校教諭
障害者団体の代表者	
なかた あきよ 中田 陽代	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点部会）委員名簿

令和7年7月3日現在

氏 名	所 属 等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員主幹
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
教育又は雇用関係者	
みねぎし なおゆき 峯岸 直之	和光南特別支援学校進路指導主事
たかはし くにたろう 高橋 邦太郎	朝霞市商工会理事
障害者団体の代表者	
なかむら まきこ 中村 眞喜子	特定非営利活動法人朝霞市心身障害児・者を守る会会員

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（権利擁護部会）委員名簿

令和7年7月3日現在

氏 名	所 属 等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
障害福祉サービス事業者	
ながつか さとる 長塚 寛	あさか向陽園副園長
えがわ かずき 江川 和宣	社会福祉法人愛隣館(グループホームつぐみ)職員
たかはし たくや 高橋 拓弥	ウェルビー朝霞台駅前センター長
教育又は雇用関係者	
みねぎし なおゆき 峯岸 直之	和光南特別支援学校進路指導主事
はせがわ かずひろ 長谷川 和博	朝霞公共職業安定所求人・専門援助部門統括職業指導官
障害者団体の代表者	
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会代表
知識経験を有する者	
くりやま のぼる 栗山 昇	栗山司法書士事務所所長

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（精神包括ケア部会）委員名簿

令和7年7月3日現在

氏 名	所 属 等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
障害福祉サービス事業者	
たかはし たくや 高橋 拓弥	ウェルビー朝霞台駅前センター長
かざおか としゆき 風岡 俊行	放課後等デイサービスまいまい統括責任者
保健又は医療関係者	
ふくちみのり 福地 みのり	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
きむらよしえ 木村 淑恵	あさか台メンタルクリニック所長
かどのしゅうじ 角野 修治	くろめがわ訪問看護ステーション管理者
教育又は雇用関係者	
はせがわ かずひろ 長谷川 和博	朝霞公共職業安定所求人・専門援助部門統括職業指導官
障害者団体の代表者	
もとはし みさお 本橋 操	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会代表

改正

平成26年 3 月31日 条例第 5 号

平成28年 3 月28日 条例第 6 号

朝霞市障害者自立支援協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者自立支援協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、朝霞市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
- (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
- (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健又は医療関係者
- (4) 教育又は雇用関係者

- (5) 障害者団体の代表者
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 知識経験を有する者
 - (8) 障害者及びその家族
 - (9) 関係行政機関の職員
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を置くことができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とあるのは、「障害者自立支援法」とする。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱

平成25年7月31日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝霞市障害者自立支援協議会条例第7条に規定する部会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会（以下「専門部会」という。）は、障害（児）者の権利擁護などに関して、抱えている問題又は困難事例に対する検討を行い、朝霞市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

(専門部会員)

第3条 専門部会の構成員（以下「部会員」という。）は、朝霞市障害者自立支援協議会条例（以下「条例」という。）条例第4条に掲げる者のうちから協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の任期とする。

2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

4 会議は公開とする。ただし、個人情報に関する事項を審議又は検討する場合は、会議を非公開とすることができる。

5 会議は、部会員の過半数の出席により、開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 部会員の参加者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。

第7期障害福祉計画等進行管理シート(基本目標)R6～R8

令和8年度の目標設定(計画書P102～114)

基本目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

区分	数値
地域生活移行者数	6人

②施設入所者数

施設入所者の削減数については、県では数値目標を設定しないこととしており、本市では削減しないこととします。

令和6年度の進捗・課題等	令和6年度は入所施設からグループホームへの1件の地域移行実績あり。関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応していき、地域生活移行を目指した支援を継続して行っていく必要がある。
次年度以降の展望等	引き続き、個別のケースごとに適切な支援を行うとともに、地域生活移行に関する支援について、国・県の動向を注視し、先進事例等について調査していく。
令和7年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	
令和8年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	

基本目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	6回	2回		2回	
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16人	58人	16人		16人	
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回		2回	
④ 精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	0人	1人		1人	
⑤ 精神障害者の地域定着支援の利用者数	9人	3人	9人		10人	
⑥ 精神障害者の共同生活援助の利用者数	54人	72人	54人		54人	
⑦ 精神障害者の自立生活援助の利用者数	3人	3人	3人		3人	
⑧ 精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	29人	48人	32人		36人	

令和6年度の進捗・課題等	障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」にてシステムの構築についての協議及び市の現状等について情報共有を行った。長期入院患者の退院促進については、1人の退院支援を開始し、適宜検討会議を実施した。支援を通して把握した課題等から、今後の進め方の検討を行うことが必要である。
次年度以降の展望等	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の抽出と対策の検討を行い、長期入院患者の地域生活への移行を進めていく。
令和7年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	
令和8年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	

基本目標3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の確保については、令和4年度から面的整備により、必要な5つの機能のうち、相談、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの4つを整備しています。地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス等の担当者を配置するとともに、運用状況の検証及び検討を年1回実施します。また、強度行動障害や高次脳機能障害(若年性認知症)を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

令和6年度の進捗・課題等	地域生活支援拠点等登録事業所は13箇所に加え、5つの機能すべてを補完している。今年度から登録事業所連絡会を開催。活発な意見交換と地域生活支援拠点としての機能を向上させるための仕組みづくりについては、相談支援体制の充実が必要。
次年度以降の展望等	近隣4市で協力体制を敷き、緊急時の受入れや地域の専門的人材の育成に向けて研修を組む等を進めていく。また、専門部会での事業の評価、登録事業所連絡会等も継続的に実施していく。
令和7年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	
令和8年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	

基本目標4 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

区分	数値	R6実績	R7実績	R8実績
①令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行する者	20人	37人		

②就労定着支援事業の利用者数

区分	数値	R6実績	R7実績	R8実績
②令和8年度中の就労定着支援事業利用者数	26人	54人		

③就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行 ④就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行 ⑤就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行

区分	数値	R6実績	R7実績	R8実績
③令和8年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者	16人	34人		
④令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行する者	4人	2人		
⑤令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行する者	1人	1人		

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

区分	数値	R6実績	R7実績	R8実績
⑥令和8年度において就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数	3か所	3か所		

⑦就労移行支援事業所の実績の確保・向上【新規】

区分	数値	R6実績	R7実績	R8実績
⑦令和8年度において就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	3か所	1か所		

令和6年度の進捗・課題等	障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行った。今後、市内事業所とも連携し、一般就労への移行について、継続した支援を行っていく。
次年度以降の展望等	障害者就労支援センター及び事業所と連携し、ケースごとに柔軟な就労支援を実施し、適切な支援を行う。
令和7年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	
令和8年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	

基本目標5 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

区分	数値等
令和8年度末までの児童発達支援センターの設置	設置 (設置済)
令和8年度末までの保育所等訪問支援の利用体制の構築	検討

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

区分	数値
令和8年度末までの児童発達支援事業所の設置数	1か所 (達成済)
令和8年度末までの放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所 (達成済)

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	2回	2回	2回		2回	
コーディネーターの配置人数	8人	9人	8人		8人	
医療的ケア児コーディネーターとの協議の実施	1回	1回	1回		1回	

令和6年度の進捗・課題等	自立支援協議会専門部会(こども部会)の中で連携についての協議を行った。また医療的ケア児等コーディネーターの連絡会を実施し、コーディネーター間の情報共有、今後の活動について考える場とした。連携体制の確立やコーディネーターの活用について検討する必要がある。
次年度以降の展望等	自立支援協議会専門部会(こども部会)で継続的に協議する仕組みを保っていく。定期的なコーディネーターの連絡会の実施とスキルアップのための取り組みを検討していく。
令和7年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	
令和8年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	

基本目標6 発達障害者等に対する支援

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】	25人	18人	25人		25人	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数【支援者】	3人	4人	3人		3人	
ペアレントメンターの人数	4人	2人	4人		4人	

令和6年度の進捗・課題等	家庭児童相談室においてペアレントトレーニングを実施し、集団6人、個別12人の受講があった。 家庭児童相談員2人がペアレントトレーニング支援者の研修を受講した。 集団のペアレントトレーニングでは希望を超える申し込みがあり、受講できない方がいた。
次年度以降の展望等	集団のペアレントトレーニングの需要に応えるため、回数を増やすためのスケジュール等の調整や実施方法の検討をしていきたい。
令和7年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	
令和8年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	

基本目標7 相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
基幹相談支援センターの設置	設置	未設置	設置		設置	
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	検討	0件	検討		検討	
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	7回	6件		6件	
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	7回	6回		6回	
事例検討の実施回数(頻度)	3回	3回	3回		3回	
事例検討の参加事業者(機関)数	12事業者	12事業所	12事業者		12事業者	
協議会の専門部会の設置数	4か所	4か所	4か所		4か所	
専門部会の実施回数(頻度)	7回	7回	7回		7回	

令和6年度の進捗・課題等

基幹相談支援センターの設置に向けて公募型プロポーザルを実施したが、優先交渉権者との協議の結果、辞退されたため未設置。次年度の設置に向けて、県のアドバイザー派遣事業を活用し、協議を重ねている。特定相談支援事業所等連絡会を開催し、今後も、相談資質向上のためGSVや事例検討等を行っていく。

次年度以降の展望等

県の協力を得ながら、基幹相談支援センターの設置に向けて公募型プロポーザルを実施する。引き続き、特定相談支援事業所等連絡会を開催し、各相談支援事業所と連携を図るとともに、効率的な連携方法や人材育成等について検討を行う。

令和7年度の進捗・課題等

次年度以降の展望等

令和8年度の進捗・課題等

次年度以降の展望等

基本目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	3人	4人		4人	
障害者自立支援審査支払システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施	実施	実施		実施	
国・県等からの研修などに関する情報を事業所に提供した件数	100件	110件	100件		100件	

令和6年度の進捗・課題等	業務担当職員は全員研修に参加した。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努める。 審査支払システムに関しては、内容が毎年度変更されることから、情報収集に努めるとともに、事業所との情報共有を図っていく必要がある。
次年度以降の展望等	国や県などの研修の際は積極的に参加し、担当職員の知識向上を図り、適正支給に努めるとともに、報酬改定などの情報収集と情報提供により、市内事業所を支援し、サービス提供体制の向上を図る。
令和7年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	
令和8年度の進捗・課題等	
次年度以降の展望等	

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

1訪問系サービス																																																																																																																																																																						
令和6年度分	進捗・課題等			次年度以降の展望等																																																																																																																																																																		
	重度訪問介護の利用者が増えたことで利用時間が大幅に増加した。介護保険利用者の障害サービス利用が増えており、全体的に利用量が増えている。			市外の事業所情報を収集するなど、居宅介護等利用希望者に対し適切なサービスを確保できるような支援体制を検討する。																																																																																																																																																																		
令和7年度分	進捗・課題等																																																																																																																																																																					
令和8年度分	進捗・課題等			次年度以降の展望等																																																																																																																																																																		
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。																																																																																																																																																																				
		<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td rowspan="4">①居宅介護</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>138</td><td>142</td><td>146</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>142</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (見込)</td><td>2,606</td><td>2,682</td><td>2,757</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (実績)</td><td>3,086</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">②重度訪問介護</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (見込)</td><td>800</td><td>800</td><td>800</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (実績)</td><td>3,398</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">③同行援護</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (見込)</td><td>531</td><td>559</td><td>587</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (実績)</td><td>537</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">④行動援護</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (見込)</td><td>77</td><td>77</td><td>92</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (実績)</td><td>112</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">⑤重度障害者等 包括支援</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (見込)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間延利用時間 (実績)</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他・ 特記事項等</td><td colspan="6">*市内/市外の利用の区別なし。</td></tr></table>							区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	①居宅介護	月間実利用者数 (見込)	138	142	146				月間実利用者数 (実績)	142						月間延利用時間 (見込)	2,606	2,682	2,757				月間延利用時間 (実績)	3,086						②重度訪問介護	月間実利用者数 (見込)	3	3	3				月間実利用者数 (実績)	7						月間延利用時間 (見込)	800	800	800				月間延利用時間 (実績)	3,398						③同行援護	月間実利用者数 (見込)	19	20	21				月間実利用者数 (実績)	20						月間延利用時間 (見込)	531	559	587				月間延利用時間 (実績)	537						④行動援護	月間実利用者数 (見込)	5	5	6				月間実利用者数 (実績)	6						月間延利用時間 (見込)	77	77	92				月間延利用時間 (実績)	112						⑤重度障害者等 包括支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1				月間実利用者数 (実績)	0						月間延利用時間 (見込)	-	-	-				月間延利用時間 (実績)	0						その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。			
区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																																																																																															
①居宅介護	月間実利用者数 (見込)	138	142	146																																																																																																																																																																		
	月間実利用者数 (実績)	142																																																																																																																																																																				
	月間延利用時間 (見込)	2,606	2,682	2,757																																																																																																																																																																		
	月間延利用時間 (実績)	3,086																																																																																																																																																																				
②重度訪問介護	月間実利用者数 (見込)	3	3	3																																																																																																																																																																		
	月間実利用者数 (実績)	7																																																																																																																																																																				
	月間延利用時間 (見込)	800	800	800																																																																																																																																																																		
	月間延利用時間 (実績)	3,398																																																																																																																																																																				
③同行援護	月間実利用者数 (見込)	19	20	21																																																																																																																																																																		
	月間実利用者数 (実績)	20																																																																																																																																																																				
	月間延利用時間 (見込)	531	559	587																																																																																																																																																																		
	月間延利用時間 (実績)	537																																																																																																																																																																				
④行動援護	月間実利用者数 (見込)	5	5	6																																																																																																																																																																		
	月間実利用者数 (実績)	6																																																																																																																																																																				
	月間延利用時間 (見込)	77	77	92																																																																																																																																																																		
	月間延利用時間 (実績)	112																																																																																																																																																																				
⑤重度障害者等 包括支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1																																																																																																																																																																		
	月間実利用者数 (実績)	0																																																																																																																																																																				
	月間延利用時間 (見込)	-	-	-																																																																																																																																																																		
	月間延利用時間 (実績)	0																																																																																																																																																																				
その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。																																																																																																																																																																					

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

2日中活動系サービス 1/2

令和6年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	全体的に実利用者が増加している。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。	就労支援では、就労選択支援が新しく設置されることで支援の選択肢が広がると予想される。利用者が希望する支援を受けられるように情報提供していく。
令和7年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和8年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。						
		区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(1)生活介護	月間実利用者数 (見込)	205	212	219		
			月間実利用者数 (実績)	206				
			月間延利用日数 (見込)	4,510	4,664	4,818		
			月間延利用日数 (実績)	3,960				
		(2)自立訓練 (機能訓練)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1		
			月間実利用者数 (実績)	1				
			月間延利用日数 (見込)	22	22	22		
			月間延利用日数 (実績)	8				
		(3)自立訓練 (生活訓練)	月間実利用者数 (見込)	29	32	36		
			月間実利用者数 (実績)	36				
			月間延利用日数 (見込)	638	704	792		
			月間延利用日数 (実績)	408				
		(4)就労選択支援	月間実利用者数 (見込)		1	1		
			月間実利用者数 (実績)					
		(5)就労移行支援	月間実利用者数 (見込)	67	71	76		
			月間実利用者数 (実績)	70				
			月間延利用日数 (見込)	1,474	1,562	1,672		
			月間延利用日数 (実績)	1,212				
		(6)就労継続支援 (A型)	月間実利用者数 (見込)	15	17	19		
			月間実利用者数 (実績)	17				
			月間延利用日数 (見込)	330	374	418		
			月間延利用日数 (実績)	308				
		(7)就労継続支援 (B型)	月間実利用者数 (見込)	221	239	259		
			月間実利用者数 (実績)	216				
			月間延利用日数 (見込)	4,862	5,258	5,698		
			月間延利用日数 (実績)	3,477				
		その他・ 特記事項等	*「第7期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」等に基づき、利用日数等を設定していない項目があります。 *市内/市外の利用の区別なし。					

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

2日中活動系サービス 2/2

		進捗・課題等		次年度以降の展望等																																																																																																																										
		一枚目に記載		一枚目に記載																																																																																																																										
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(8)就労定着支援</td> <td>月間実利用者数 (見込)</td> <td>48</td> <td>61</td> <td>77</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間実利用者数 (実績)</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(9)療養介護</td> <td>月間実利用者数 (見込)</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間実利用者数 (実績)</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(10)短期入所 (福祉型)</td> <td>月間実利用者数 (見込)</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間実利用者数 (実績)</td> <td>30</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間延利用日数 (見込)</td> <td>228</td> <td>236</td> <td>253</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間延利用日数 (実績)</td> <td>238</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(10)短期入所 (医療型)</td> <td>月間実利用者数 (見込)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間実利用者数 (実績)</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間延利用日数 (見込)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間延利用日数 (実績)</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(11)自立生活 援助</td> <td>月間実利用者数 (見込)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月間実利用者数 (実績)</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他・ 特記事項等</td> <td colspan="6"> *「第7期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」等に基づき、利用日数等を設定していない項目があります。 *市内/市外の利用の区別なし。 </td> </tr> </tbody> </table>						区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(8)就労定着支援	月間実利用者数 (見込)	48	61	77				月間実利用者数 (実績)	29						(9)療養介護	月間実利用者数 (見込)	11	12	12				月間実利用者数 (実績)	11						(10)短期入所 (福祉型)	月間実利用者数 (見込)	27	28	30				月間実利用者数 (実績)	30						月間延利用日数 (見込)	228	236	253				月間延利用日数 (実績)	238						(10)短期入所 (医療型)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1				月間実利用者数 (実績)	2						月間延利用日数 (見込)	5	5	5				月間延利用日数 (実績)	10						(11)自立生活 援助	月間実利用者数 (見込)	3	3	3				月間実利用者数 (実績)	2						その他・ 特記事項等		*「第7期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」等に基づき、利用日数等を設定していない項目があります。 *市内/市外の利用の区別なし。					
		区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																																																																																					
(8)就労定着支援	月間実利用者数 (見込)	48	61	77																																																																																																																										
	月間実利用者数 (実績)	29																																																																																																																												
(9)療養介護	月間実利用者数 (見込)	11	12	12																																																																																																																										
	月間実利用者数 (実績)	11																																																																																																																												
(10)短期入所 (福祉型)	月間実利用者数 (見込)	27	28	30																																																																																																																										
	月間実利用者数 (実績)	30																																																																																																																												
	月間延利用日数 (見込)	228	236	253																																																																																																																										
	月間延利用日数 (実績)	238																																																																																																																												
(10)短期入所 (医療型)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1																																																																																																																										
	月間実利用者数 (実績)	2																																																																																																																												
	月間延利用日数 (見込)	5	5	5																																																																																																																										
	月間延利用日数 (実績)	10																																																																																																																												
(11)自立生活 援助	月間実利用者数 (見込)	3	3	3																																																																																																																										
	月間実利用者数 (実績)	2																																																																																																																												
その他・ 特記事項等		*「第7期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」等に基づき、利用日数等を設定していない項目があります。 *市内/市外の利用の区別なし。																																																																																																																												

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

3居住系サービス																																																
令和6年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等																																														
	共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	居住系サービスのニーズは継続的にあると考えられるため、設立希望の団体等からの相談には丁寧に対応し、計画との整合性を図りながら、地域においての生活の支援を図る。																																														
令和7年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等																																														
令和8年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等																																														
計画 ↓ 実施	活動指標等	※第7期計画は令和6年度から3年度です。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td rowspan="2">(1)共同生活援助(グループホーム)</td><td>月間実利用者数(見込)</td><td>121</td><td>131</td><td>143</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数(実績)</td><td>131</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">(2)施設入所支援</td><td>月間実利用者数(見込)</td><td>85</td><td>87</td><td>88</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数(実績)</td><td>85</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他・特記事項等</td><td colspan="7">*市内/市外の利用の区別なし。</td></tr></table>	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(1)共同生活援助(グループホーム)	月間実利用者数(見込)	121	131	143				月間実利用者数(実績)	131						(2)施設入所支援	月間実利用者数(見込)	85	87	88				月間実利用者数(実績)	85						その他・特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。						
		区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																							
(1)共同生活援助(グループホーム)	月間実利用者数(見込)	121	131	143																																												
	月間実利用者数(実績)	131																																														
(2)施設入所支援	月間実利用者数(見込)	85	87	88																																												
	月間実利用者数(実績)	85																																														
その他・特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。																																															

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

4相談支援																																																															
令和6年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等																																																													
	障害福祉サービス利用者は増加しているが、相談員の不足から計画相談支援利用者は減少した。セルフプラン率が増加している状況。計画相談支援の利用希望者を事業所につなげる支援方法を検討を行っていく。	潜在的なニーズも多く、今後も着実に利用が増加していくと考えられるため、関係機関と連携し、相談支援の充実を目指していく。																																																													
令和7年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等																																																													
令和8年度分	進捗・課題等	次年度以降の展望等																																																													
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td rowspan="2">(1)計画相談支援</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>247</td><td>263</td><td>280</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>226</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">(1)地域移行支援</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">(1)地域定着支援</td><td>月間実利用者数 (見込)</td><td>9</td><td>9</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>月間実利用者数 (実績)</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他・ 特記事項等</td><td colspan="7">*市内/市外の利用の区別なし。</td></tr></table>	区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	(1)計画相談支援	月間実利用者数 (見込)	247	263	280				月間実利用者数 (実績)	226						(1)地域移行支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1				月間実利用者数 (実績)	0						(1)地域定着支援	月間実利用者数 (見込)	9	9	10				月間実利用者数 (実績)	3						その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。						
		区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																						
(1)計画相談支援	月間実利用者数 (見込)	247	263	280																																																											
	月間実利用者数 (実績)	226																																																													
(1)地域移行支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1																																																											
	月間実利用者数 (実績)	0																																																													
(1)地域定着支援	月間実利用者数 (見込)	9	9	10																																																											
	月間実利用者数 (実績)	3																																																													
その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。																																																														

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

5障害のある児童への支援 1/2									
令和6年度分		進捗・課題等		次年度以降の展望等					
		全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が伺える。セルフプランでの利用も多いため、申請時に児童の状態を聞き取りでしっかり把握する必要性が高まっている。 (保育課分)障害児の利用希望人数は増加傾向にあり、令和6年度以降においても児童の受け入れ体制を整えていく必要がある。		障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。児童発達支援センターと協働し、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。 (保育課分)障害児のサービス利用量については、年々増加の一途をたどっている。今後、必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。					
令和7年度分		進捗・課題等		次年度以降の展望等					
令和8年度分		進捗・課題等		次年度以降の展望等					
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。							
		区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(1)障害児通所支援 ①児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	317	337	357			
			月間実利用者数 (実績)	358					
			月間延利用日数 (見込)	2,618	2,783	2,948			
			月間延利用日数 (実績)	2,987					
		(1)障害児通所支援 ②医療型児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1			
			月間実利用者数 (実績)	0					
			月間延利用日数 (見込)	8	8	8			
			月間延利用日数 (実績)	0					
		(1)障害児通所支援 ③放課後等デイサービス	月間実利用者数 (見込)	448	478	508			
			月間実利用者数 (実績)	488					
			月間延利用日数 (見込)	5,071	5,410	5,750			
			月間延利用日数 (実績)	5,054					
		(1)障害児通所支援 ④保育所等訪問支援	月間実利用者数 (見込)	63	76	90			
			月間実利用者数 (実績)	77					
			月間延利用日数 (見込)	69	83	99			
			月間延利用日数 (実績)	89					
		(2)居宅訪問型児童 発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1			
			月間実利用者数 (実績)	1					
			月間延利用日数 (見込)	3	3	3			
			月間延利用日数 (実績)	3					
		(4)障害児相談支援 ①障害児相談支援	月間実利用者数 (見込)	233	263	296			
			月間実利用者数 (実績)	227					
		(4)障害児相談支援 ②医療的ケア児に関する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置人数(見込)	8	8	8			
			配置人数(実績)	9					
		その他・ 特記事項等	* (3)障害児入所支援は県事業につき目標設定なし。 * 市内/市外の利用の区別なし。						

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

5障害のある児童への支援 2/2

		進捗・課題等		次年度以降の展望等					
		一枚目に記載		一枚目に記載					
計画 ↓ 実施	活動指標等	(5)障害のある子ども・子育て支援等(教育・保育) ＊第7期計画は令和6年度から3年度です。							
		施設名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
			利用希望人数 (実人数)	上段:受入可能人数 下段:受入人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	上段:受入可能人数 下段:受入人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	上段:受入可能人数 下段:受入人数 (実人数)	
		1 保育所	125	109	125	109	125	109	
		(上記利用実績)	144	149					
		2 認定こども園	8	4	8	4	8	4	
		(上記利用実績)	8	11					
		3 放課後児童健全育成事業	52	52	52	52	52	52	
		(上記利用実績)	74	60					
		4 幼稚園	40	40	40	40	40	40	
		(上記利用実績)	23	23					
		5 特定地域型保育事業	10	26	10	26	10	26	
		(上記利用実績)	5	9					
		6 認可外(地方単独事業)	-	-	-	-	-	-	
		(上記利用実績)	-	-	-	-	-	-	
		施設名		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
			利用希望人数 (実人数)	上段:受入可能人数 下段:受入人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	上段:受入可能人数 下段:受入人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	上段:受入可能人数 下段:受入人数 (実人数)	
		1 保育所							
		(上記利用実績)							
		2 認定こども園							
		(上記利用実績)							
		3 放課後児童健全育成事業							
		(上記利用実績)							
		4 幼稚園							
		(上記利用実績)							
		5 特定地域型保育事業							
		(上記利用実績)							
		6 認可外(地方単独事業)	-	-	-	-	-	-	
		(上記利用実績)	-	-	-	-	-	-	
		その他・特記事項等	すべて年間実人数。 「3 放課後児童健全育成事業」…子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の実人数。 「4 幼稚園」…私学助成の対象である幼稚園を含む。 「5 特定地域型保育事業」…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。 「6 認可外(地方単独事業)」…地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。 ※保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の受入可能人数は、目安として定めている公立保育所4人/1園、民間保育所2人/1園、特定地域型保育事業1人/1園に基づいた人数であり、実際には目安を超えて受け入れを行っています。						

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

6地域生活支援事業 1/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和6年度分	ふれあいスポーツ大会において参加数の増加が見られた。手話通訳者派遣事業についても見込には達成していないものの、前年度からは増加傾向(利用実績R5:464件→R6:502件)にある。コミュニケーションやレクリエーションなど今後も継続して事業を実施していく。	需要を踏まえた適切な事業実施を検討する。
令和7年度分		
令和8年度分		

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。							
		区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業)	年間利用件数見込(件)	534	539	543			
			上記利用実績(件)	502					
			年間派遣人数見込(人)	625	627	628			
			上記利用実績(人)	590					
		意思疎通支援事業(要約筆記派遣事業)	年間利用件数見込(件)	10	13	17			
			上記利用実績(件)	9					
			年間派遣人数見込(人)	19	24	30			
			上記利用実績(人)	19					
		日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具(件)	6	6	7			
			上記利用実績(件)	11					
			②自立生活支援用具(件)	17	18	20			
			上記利用実績(件)	10					
			③在宅療養等支援用具(件)	11	12	13			
			上記利用実績(件)	12					
			④情報・意思疎通支援用具(件)	29	32	35			
			上記利用実績(件)	22					
			⑤排せつ管理支援用具(件)	2,227	2,269	2,311			
			上記利用実績(件)	2,173					
⑥居宅生活動作補助用具(件)	4		4	5					
上記利用実績(件)	2								
移動支援事業	利用者数見込(人)	85	93	101					
	上記利用実績(人)	80							
	延べ利用時間見込(時間)	17,963	19,653	21,344					
	上記利用実績(時間)	16,123							
その他・特記事項等	*地域生活支援事業のうち主な事業を掲載。見込み・実績いずれも4月利用分から3月利用分で1年分を原則としている。 *市内/市外の利用の区別なし。								

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

6地域生活支援事業 2/2

		進捗・課題等		次年度以降の展望等					
		一枚目に記載		一枚目に記載					
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。							
		区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		地域活動支援センター事業	1日平均実利用者数見込(人)	10	10	10			
			上記利用実績(人)	11					
		日中一時支援事業	月間実利用者数見込(人)	11	11	11			
			上記利用実績(人)	8					
		レクリエーション活動等支援	ふれあいスポーツ大会参加人数見込(人)	120	120	120			
			上記利用実績(人)	131					
		その他・特記事項等	*地域生活支援事業のうち主な事業を掲載。見込み・実績いずれも4月利用分から3月利用分で1年分を原則としている。 *市内/市外の利用の区別なし。						

障害者自立支援協議会について

R7.4.1作成

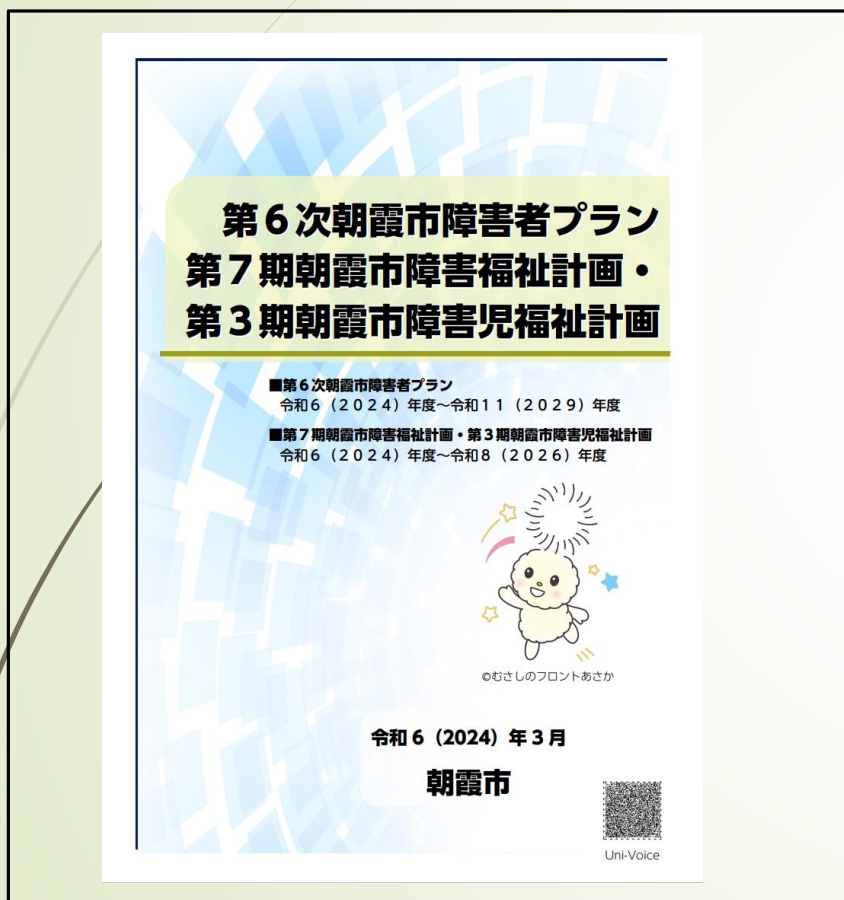
朝霞市福祉部障害福祉課

1. 障害福祉施策の推進体制について

朝霞市の障害福祉施策は、障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づいて推進されています。

①障害者プラン（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）：障害者施策全般にわたる基本的事項を定めています。

②障害福祉計画（障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画）・障害児福祉計画（児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画）：障害福祉サービス（児も含む）の見込量を定めています。



2. 障害者プラン・障害福祉計画

1 基本理念

誰もお互いに尊重し合い
地域で共に生きる社会の実現

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。

2 基本目標

朝霞市障害者プラン

- 1 共生社会の実現を目指す
- 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する
- 3 就労を支援する
- 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する
- 5 安心・安全な暮らしをつくる

朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 発達障害者等に対する支援
- 7 相談支援体制の充実・強化のための取組
- 8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3. 障害者自立支援協議会について (1)

障害者総合支援法 (協議会の設置)

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

朝霞市障害者自立支援協議会条例 (所掌事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 - (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 - (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3. 障害者自立支援協議会について (2)

自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）より

＜地域自立支援協議会の運営の視点＞

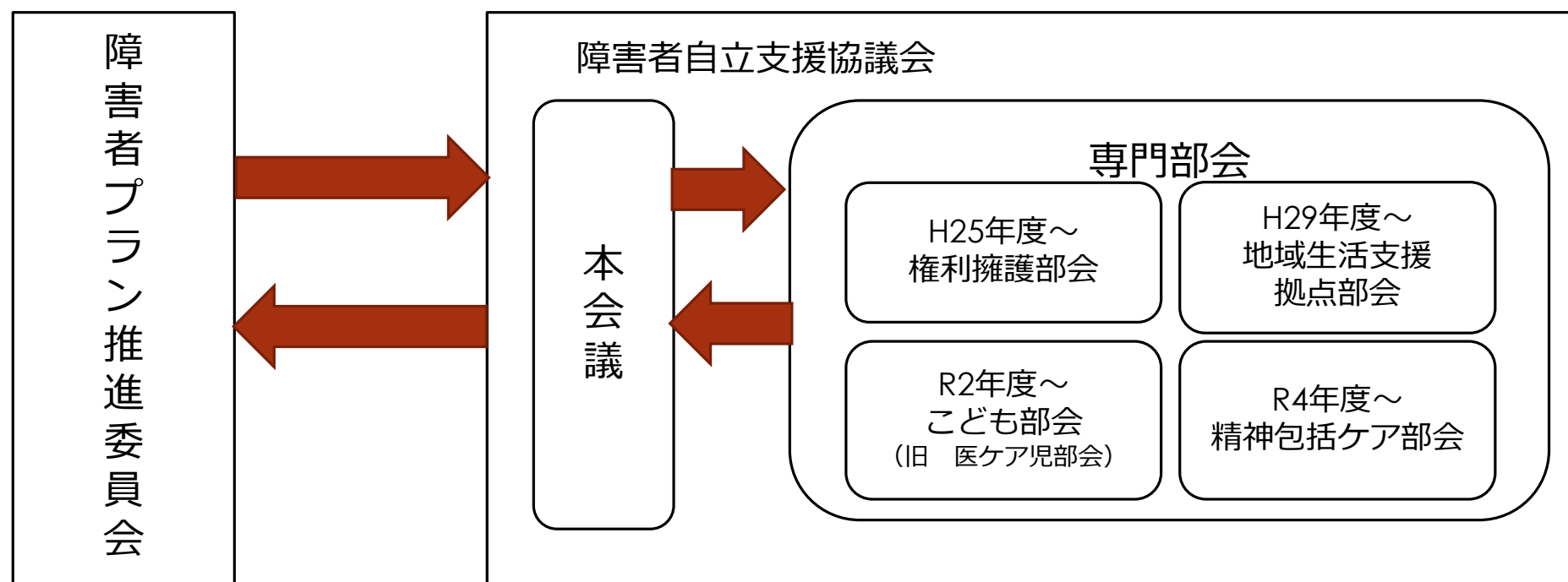
障害者等の地域生活を支援するためには、共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが必要であり、その中核をなす地域自立支援協議会が重要となります。

- ①共通の目的を持つ ②情報の共有
- ③具体的に協働する ④地域の関係者によるネットワークを構築する

＜地域自立支援協議会の機能＞

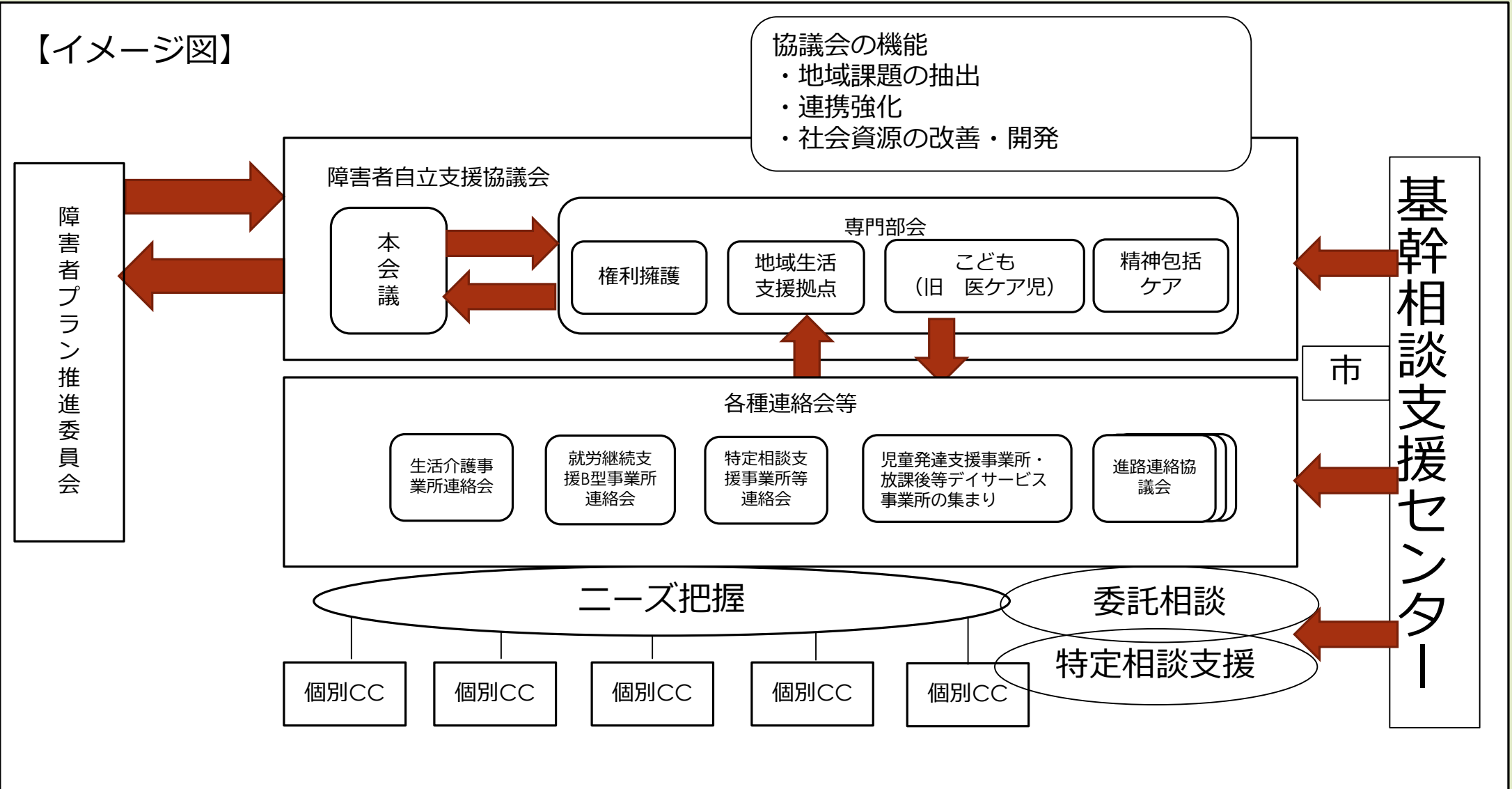
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

3. 障害者自立支援協議会について (3)



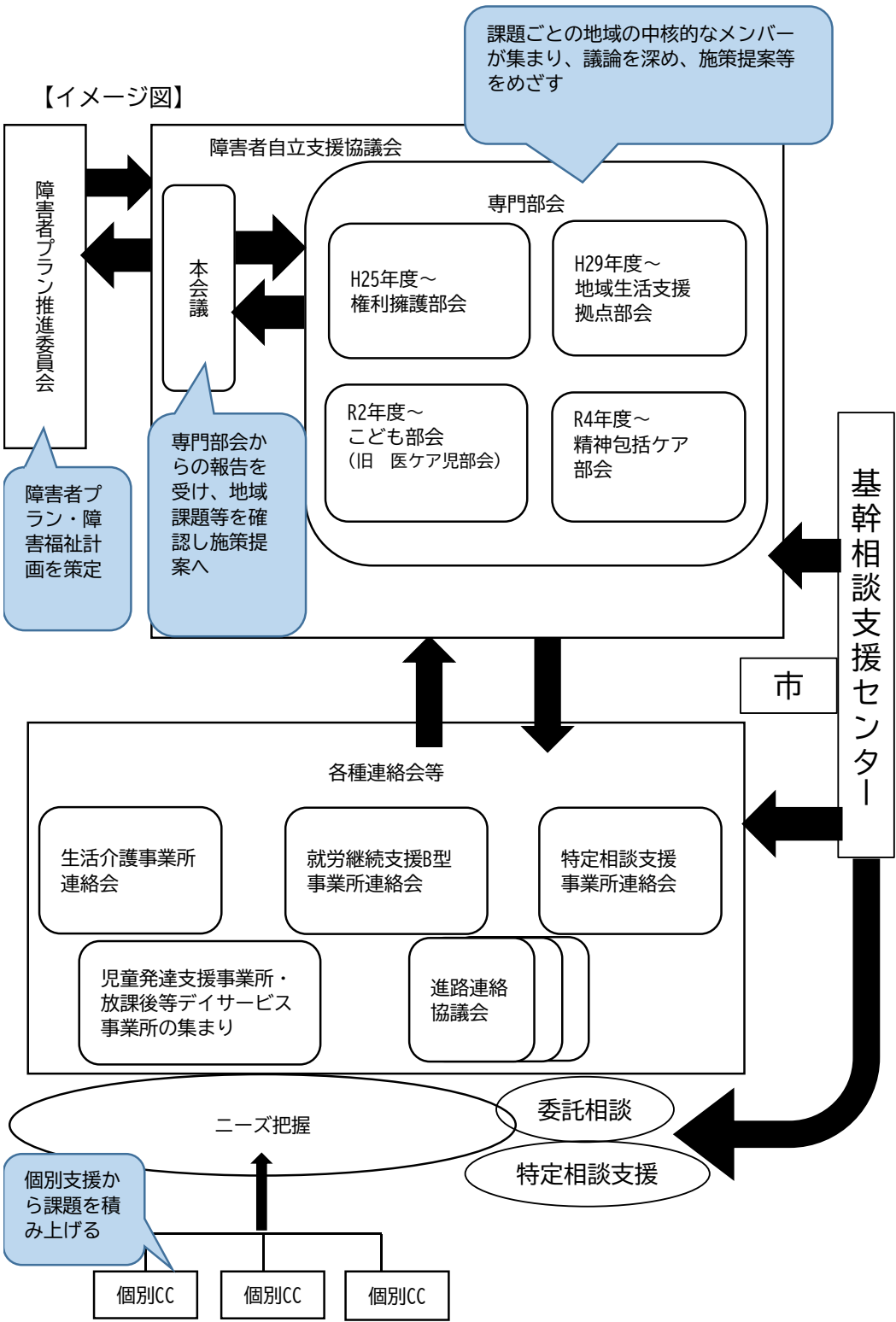
3. 障害者自立支援協議会について (4)

【イメージ図】



R6年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR7年度計画

- <障害者自立支援協議会の所掌事務>
- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 - (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 - (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。



	R6年度	R7年度
権利擁護部会	<部会設置の根拠> 障害者差別解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」の位置づけ <主な議題・実施内容> ●R6.11.6開催、「障害者差別解消法に係る報告について」「障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討」「権利擁護研修」 <今後の課題> 障害者雇用率の引き上げなど、障害のある方と接する機会が増えてきている。接し方や合理的配慮の方法など、実際の現場を踏まえて考えていく必要がある。 <計画等> 事例の検討を継続しつつ、会議体の方向性及び事案の情報共有及び構成機関等への提言、解決を後押しするための協議まで行いたい。市内事業者に向けて権利擁護研修を行いたい。	
	<委員からの意見・感想等> 虐待に対する指導について、どのような内容が知りたい。虐待の疑いをもたれないためにどうしたらよいのかという視点での指導もしてもらえた方がよい。障害者を雇用する企業の考えや事例について、就労支援センターなども交えて意見を聞きたい。	
地域生活支援拠点	<部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【基本目標】(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 <主な議題・実施内容> ●R6.7.30開催 「委員の変更及び部会長・副部会長の選出について」「4市合同地域生活支援拠点等事業について」「朝霞市地域生活支援拠点等登録事業所連絡会議について」「朝霞市障害者基幹相談支援センターの設置に向けて」 ●R7.2.4開催 「地域生活支援拠点等の評価について」「日中サービス支援型共同生活援助の評価について」「朝霞市障害者基幹相談支援センターについて」「特定相談支援事業所連絡会での協議内容の報告」「就労継続支援B型事業所・生活介護事業所連絡会について」 <今後の課題> 基幹相談支援センター設置後、顔の見える関係作りに重きを置きつつ、課題を明確にした場としての連絡会を広げ、そこから抽出される課題を協議会につなげていく。 4市合同地域生活支援拠点等としての3法人の力を借りながら、障害福祉事業所のスキルアップ等人材育成に携わる。 日中サービス支援型共同生活援助の評価について、自立支援協議会専門部会の中で時間をかけて行うか、訪問調査のもと、評価体制を改めるか、協議・検討していく。 <計画等> 基幹相談支援センター設置についての情報共有や課題・流れの周知等。様々な連絡会体制の整理、課題抽出。地域生活支援拠点に登録している事業所、日中サービス支援型共同生活援助の評価2本立て。相談支援事業所連絡会の事業見直しと評価。	
	<委員からの意見・感想等> 「日中サービス支援型共同生活援助の評価をこの専門部会で実施するにはボリュームが大きすぎる」「各事業所(関係機関等を含む。)間の当番制による機会・場を確保しているかの評価項目は、朝霞市の地域生活支援拠点等事業のあり方にマッチしないのではないか」「次年度、基幹相談支援センターの設置に向けて、相談支援事業所連絡会と市が連携することが非常に重要」	
こども部会	<部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【基本目標】(5) 障害児支援の提供体制の整備等 <主な議題・実施内容> ●R6.7.17開催 「部会長、副部会長の選出について」「医療的ケア児の支援について」「講演会の報告」「今後のこども部会について」 ●R7.2.19開催 「医療的ケア児の支援について」「ご意見シートについて意見交換等」「今後のこども部会について」 <今後の課題> 医療的ケア児の支援について、コーディネーターの活用も踏まえ、災害時個別支援計画作成を進める。 障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。 今後のこども部会で取り組む内容等についても協議していく。 <計画等> 1回目で、前年度までの意見をふまえ、今後の部会としての取組内容の協議を行う。 取組内容が決まれば2回目で詳しい内容について協議していきたい。	
	<委員からの意見・感想等> 「支援者のスキルアップが必要」「療育現場と教育現場の連携が必要」「支援者同士で顔の見える関係性作りが必要」「医ケア児を受け入れられる保育園や放課後等デイサービスが少ない」「学校と家庭を結ぶ相談機関があると良い」	
精神包括ケア部会	<部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【基本目標】(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 <主な議題・実施内容> ●R6.8.5開催 「委員の変更及び副部会長の選任について」「長期入院患者の退院促進に関する報告」「精神障害者の支援に関する地域での取り組みについて」「今後の精神包括ケア部会について」 ●R7.1.27開催 「長期入院患者の退院促進に関する報告」「窓口アンケートと事業者アンケートの報告について」「現状の確認と今後の取組について」「その他」 <今後の課題> 退院促進について協議していく。入院患者以外の当事者意見の抽出方法について協議していく。 退院促進については、GH以外の退院先の発掘・検討が課題となる。 支援者への普及啓発について検討する。 <計画等> 1回目では介護事業所へのアンケート結果の共有と分析・評価を行うことや、精神障害の方に周知する相談一覧の作成を行う。また、引き続き長期入院患者の退院促進について協議を行う。2回目では精神障害に関する研修会の実施と報告を行いたい。	
	<委員からの意見・感想等> 「病院との連携が必要」「在宅で生活している当事者意見の抽出も必要」「介護保険とのつなぎの際に、支援者の理解が得られずスムーズな移行ができない」「支援者が精神障害について知ることが必要」	

資料 3

[illegible]

令和 7 年 7 月 3 日(木)

朝霞市障害者自立支援協議会 御中

社会福祉法人愛隣館
グループホームつぐみ
江川和宣

朝霞市緊急時短期入所事業の終了に伴う共同生活援助移行について

◆ 委託の経緯

グループホームつぐみ開所当初、朝霞市において短期入所を利用できる施設が少なく、朝霞市と協議の上、本来共同生活援助の介護包括型には設置が求められていない短期入所を設置し朝霞市緊急時短期入所として委託を受け運営を行ってきた。

◆ 現在の朝霞市の状況

朝霞市に短期入所が併設されているグループホームが多く開設され、短期入所が平時でも利用できるようになっている。そのため、朝霞市緊急時短期入所の需要がなくなっている。

⇒ 利用実績が少ない中で朝霞市と協議の上、体験入所の利用を実施。

◆ GHつぐみの現況

開所当初(平成 31 年)と比べると、入居者の重度化が進んでいる。(現在区分5が1名、区分6が7名、重度障害者支援加算対象者 7 名) その環境の中で緊急の受け入れに関して困難なケースが生じることもある。

◆ 緊急時短期入所契約終了について

上記の内容を含めて昨年度から朝霞市障害福祉課と協議を行っていた。

協議の結果、2025 年 12 月末で委託契約を終了とする。

緊急時の受け入れは 12 月末まで行うが、新規利用者の登録受付は先に終了する可能性あり。

➡ 現在検討中

◆ 新規入居者の募集について

2026 年 1 月から 8 名の定員を 9 名に変更。

短期入所事業を終了し、共同生活援助介護包括型のみの運営となる。

新規入居者に関しては、重度障害者支援加算対象者との関係性等を考慮し検討中。

以上

朝霞市障害者基幹相談支援センター運營業務委託仕様書

朝霞市(以下「発注者」という。)が朝霞市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱に基づき、受託者(以下「受注者」という。)に委託する業務内容及び実施方法は次のとおりとする。

1. 業務目的

障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第77条の2に規定する基幹相談支援センター業務を実施し、総合的かつ専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を行うことを目的とする。

2. 履行期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、準備期間を要する場合については、発注者と事前に調整するものとする。

3. 履行場所

朝霞市内で業務を円滑に実施できる場所、かつ、利用者の利便性を考慮して、受注者が物件を用意すること。併せて、駐車場所も1台以上確保すること。

4. 基本方針

受注者は次に掲げる基本方針を踏まえ、事業に当たるものとする。

- (1) 本仕様書のほか、障害者総合支援法その他の関係法令、厚生労働省及び埼玉県からの通知通達等及び指導を遵守する法人であること。
- (2) 市の障害福祉行政をよく理解し、積極的に協力できる法人であること。
- (3) 障害者等の意見、市民ニーズの変化に柔軟に対応し、事業に適切に反映させること。
- (4) 利用者及びその保護者、関係機関等からの苦情を解決する体制をとり、サービスの向上に努めること。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。ただし、関係機関には必要な情報を開示すること。
- (6) 関係機関と積極的に連携を取り、会議等においても参加に努めること。

5. 業務内容

受注者は次に掲げる事業を実施すること。

- (1) 総合的・専門的な相談支援
 - ① 障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する障害者相談支援事業として、相談があった際には障害種別や年齢を問わず、既存のサービス等では解決困難な生活課題を抱えている等の支援困難な障害児・者等への相談支援を行う。
 - ② 特に、支援の提供が困難なケースにあっては、ケース発見時より、介入方法等相談支援事業所と連携するとともに、適宜、相談支援事業所にケースを移行し、後方支援に当たる。
 - ③ 各種支援施策に関する助言・指導等、社会資源を活用するための支援や、福

社サービス利用に係る情報提供及び相談に応じる。また、必要に応じて専門機関の紹介や引継ぎを行う。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み(後方支援)

- ① 地域の相談支援事業所に対して、訪問等による専門的な指導、助言を行い、支援技術の向上等を視野に実態把握を行う。
- ② 地域の相談支援事業所の人材育成を支援する。具体的には、研修会等を企画・運営し、特定相談支援事業所等連絡会を活用した日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等を行う。
- ③ 地域の関係機関と連携し、地域づくりの視点を持ち、地域に根差したネットワークを形成すること。
- ④ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談に応じ、必要な助言等を行うこと。
- ⑤ 朝霞市地域生活支援拠点等事業に登録し、かつ、拠点コーディネーターを設置し、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図ること。また、各登録事業所に設置されるコーディネーターと情報連携を中核的に担うこと。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み

- ① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進として、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に向けた普及啓発を行うこと。
- ② 地域生活支援拠点等を活用した地域移行、地域定着の実践例を蓄積することにより、様々なニーズに対応できるサービスの提供体制を確保し、連携体制を構築すること。

(4) 権利擁護・虐待防止の取り組み

権利擁護のために必要な援助を行うこと。成年後見制度に関する普及啓発を行う。また、擁護者による障害者への虐待がある場合、申立てを行える親族がないと思われる場合、親族があっても申立てを行う意思がない場合で成年後見制度の利用が必要と認められるときは、速やかに発注者に状況等を報告すること。

(5) 障害者自立支援協議会の運営協力

- ① 朝霞市障害者自立支援協議会の運営(本会議及び専門部会において協議する内容及び委員の選定、会議の開催、進行管理、資料作成、議事録作成等)を担う。なお、運営に当たっては、事務局として準備会議を開催し、発注者の担当者と協力して執り行うこと。
- ② 自立支援協議会での議論の内容を踏まえ地域課題の解決を図ること。

6. 運営時間

(1) 業務の運営時間は以下のとおりとする。

月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで。なお、国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

- (2) 業務時間外、休日等においても、緊急時には関係職員に連絡可能な体制を確保すること。

7. 職員配置基準

- (1) 基幹相談支援センターに従事する専門職員を3名以上、事務職員を1名配置すること。
- (2) 業務責任者として管理業務に従事する管理者を置くこと。管理者は、基幹相談支援センターの従事者若しくは受託者の従事者が兼務するものとする。
- (3) それぞれの職員の具体的な要件は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

基幹相談支援センター業務を管理できる者で、業務時間中に常に連絡調整が可能な者であること。

- ② 専門職員 3名以上

- ア) 専門職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、主任相談支援専門員、相談支援専門員等の資格を有する者を配置すること。

- イ) 専門職員は、常勤職員であること。1名以上は基幹相談支援センター業務に専従であること。特定相談支援事業所と兼務する場合には、計画相談の受け持ちは20件までとすること。

- ウ) 専門職員のうち1名は、障害者の相談・援助業務についての経験が3年以上ある相談支援専門員を配置すること。

- ③ 事務職員 1名

常勤であり、上記①管理者または②専門職員との兼務を可能とする。

- ④ 拠点コーディネーター 1名

常勤職員であり、地域における連絡体制の構築を図ることとし、上記②専門職員との兼務を可能とする。

- (4) 受託者は契約締結後速やかに職員名簿を作成し、発注者へ提出すること。また、異動があったときは、速やかに異動届を市に提出すること。

8. 施設の設備に関すること

- (1) 情報通信機器(固定電話、FAX、携帯電話、パソコン、プリンター、コピー機、インターネット通信環境等)を備え、障害に関するあらゆる相談に応じることのできる体制と効率的な業務処理のできる環境を整えること。
- (2) 基幹相談支援センター専用のホームページを作成すること。なお、ホームページ作成の初期費用、保守経費等は事務費に含む。
- (3) 家賃補助費は発注者が負担する。なお、光熱水費を含め、上限額を超える場合には受注者が負担すること。
- (4) その他、車両など基幹相談支援センター運営に必要な備品は、受注者が設置するも

のとする。

9. 運営にあたっての留意事項

職員にあたっては、以下の基本的事項に留意すること。

- (1) 事前準備
円滑な業務の実施が行えるよう契約締結日から業務運営開始までの間に従事者の確保や体制構築をはじめとした責任のある業務設計及び従事者の研修などを行い、業務のスムーズかつ安定的な移行を実現する。
- (2) 守秘義務
本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らし、または盗用してはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (3) 資料の複製等の禁止
発注者が提供する一切のデータ、資料などについては、適切かつ厳格に管理することとし、この業務以外の目的で利用・執務場所からの持ち出し、複写及び複製をしてはならない。
- (4) 個人情報保護の徹底
受注者は、公共の業務に携わる重要性及び個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「朝霞市個人情報保護条例(平成16年法律第21号)」及び別紙「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守するとともに、情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備すること。
- (5) 資料などの適切な保管
発注者から提供を受けた本業務に関する資料及びその他帳票類などは、個人情報を含むものが多数あるため、適切かつ厳重に保管すること。
- (6) コンプライアンスの徹底
受注者は、業務に関係する関係法令通知などを遵守し、業務を適切に行うこと。
- (7) 適切な業務管理
効率的・効果的かつ適切な業務を遂行するために、受注者においても自ら定期的なモニタリングを行い、常に業務の質、精度の維持・向上に努めること。また、発注者が実施するモニタリングに対して協力すること。
- (8) 信用失墜行為の禁止
本業務を遂行するにあたり、利用者、保護者等からの信頼を損なわないよう、常に適切かつ丁寧に対応し、利用者及び保護者の満足度の向上に努め、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- (9) 障害者差別解消法に関する事項
障害者差別解消法の施行に伴い、別紙「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (10) 従事者の身だしなみ
受注者は業務を遂行するにあたり、信用を損なわない適切な服装の着用、不快感を与えない身だしなみの確保に努めること。
- (11) 危機管理
受注者の責務において、業務に関する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。また、事故、災害などの緊急事態が発生した場合に備え、事前に体制を整備するとともに、緊急事態発生時においても、本業務の遂行に支障を

きたすことがないよう、発注者と連携しながら対応策を講じること。

- (12) 公正な取り扱い
受注者は、サービスの提供について、利用者を区別することなく公平・公正に取り扱わなければならない。
- (13) 権利擁護
受注者は、相談支援の対象となる障害者等の権利を擁護し、その権利の行使を促進すること。

10. 業務遂行

- (1) 事業計画
受注者は契約締結後速やかに履行期間内の事業計画を定め、発注者に提出すること。なお、様式や記載事項については別途発注者と協議のうえ定める。
- (2) 業務実績の報告
受注者は、毎月の受託業務実施状況について、翌月15日までに発注者に提出すること。なお、様式や記載事項については別途発注者と協議のうえ定める。
- (3) 事業完了報告
受注者は受託業務終了後、完了報告を事業完了後30日以内に発注者に提出すること。なお、様式や記載事項については別途発注者と協議のうえ定める。
- (4) 委託業務の表示など
受注者は、履行場所において、発注者から委託を受けた基幹相談支援センターとして看板を掲げなければならない。
- (5) 事故報告
受注者は、受託業務内において次のいずれかに該当する事態が発生した場合は、応急措置をとり、関係者に通報するとともに、発注者に状況を口頭並びに書面で報告して、その指示を受けなければならない。その後、事故報告書にて発生年月日、原因・経緯・状況、事故後の対応、再発防止策等を発注者へ報告すること。
 - ① 業務の提供により利用者等に負傷事故が発生したとき。
 - ② 非常災害(感染症の発生を含む。)その他の事故により、受託業務の履行不能、又はそのおそれがあると認めたとき。
 - ③ 前号に掲げるもののほか、個人情報流出、紛失など、受託業務に支障を及ぼす事態が発生したとき。
- (6) 権利の譲渡など
 - ① 受注者は、本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第3者に譲渡してはならない。
 - ② 受注者は、業務の実施が、第3者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受注者の責任において、必要な措置を講じなければならない。
 - ③ 受注者は、業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- (7) 再委託
受注者は、本仕様書にかかる業務を第3者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、書類作成等の軽微なものを除く。
- (8) 契約の解除など
 - ① 解除要件
 - ア) 正当な理由がなく、本業務を履行しないとき、又は明らかに履行の見込み

がないとき。

- イ) 関係法令、条例、規則又は本業務の契約書及び仕様書の規定に違反したとき。
- ウ) 本業務に関し、不正行為があったとき。
- エ) 正当な理由なく提出すべき書類の提出を拒んだとき。
- オ) 受注者が正当な理由なく本仕様書に定める報告の求め、もしくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、もしくは調査を妨げたとき。
- カ) 受注者が発注者の指示又は改善勧告に正当な理由なく従わないとき。
- キ) 受注者又は本業務の従事者が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用したとき。
- ク) 受注者の経営状況の著しい悪化などにより、業務に重大な支障が生じたときまたは生じるおそれがあると発注者が認めたとき。
- ケ) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び朝霞市暴力団排除条例(平成24年朝霞市条例第32号)第3条第2号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる団体に該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- コ) その他受注者による業務を継続することが適当でないと認めたとき。

② 解除時の取り扱い

上記①に該当し、契約を解除した場合には、発注者は受注者に対し、当該解除の日までに本業務を実施した期間にかかる委託料を支払うものとする。この場合、受注者は、委託料(1年あたりの額)の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

また、発注者が受けた損害額から契約保証金及び違約金の額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。なお、受注者が、上記①に該当し、契約を解除された場合において、受注者に損害が生じて、発注者はその賠償の責めを負わない。

(9) 利用者への勧誘などの禁止

受注者は、本業務を実施するにあたって、利用者に対し、自らの他の有償サービスなどの利用、勧誘などの営業活動、または金品もしくは役務の提供の要求を行ってはならない。

(10) 苦情・トラブル対応

- ① 受注者は、苦情窓口を設置し、苦情対応の責任者及び対応者、その連絡先を掲示するなど明らかにし、利用者から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。受注者に苦情等が寄せられた場合には、その内容や対応方法を記録したうえで市に報告するとともに、業務改善につなげること。
- ② 受注者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしないこと。

(11) 損害賠償

受注者は、委託業務の実施に当たって生じた事故などに対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過、被害の内容などを速やかに報告するものとする。受注者が、契約内容に違反し、または故意もしくは重大な過失によって発注者に損害

を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として発注者に支払わなければならない。

受注者が本業務の実施において、受注者の責めに帰すべき事由により、第3者に損害を与えたときは、受注者は損害を賠償しなければならない。

発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第3者に対して賠償したときは、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(12) 保険への加入

受注者は業務上の各種リスクを想定し、不測の事態に対応するため、損害賠償保険等に参加する等、業務運営開始までに対策の状況を発注者に提示すること。

(13) 業務従事者等の雇用の安定化

業務の質の向上には、業務習熟度が大きく影響するため、受注者は雇用に関する関係法令を遵守し、従事者の雇用の安定化に努めること。

11. 委託料の支払いについて

- (1) 委託料の支払いは1ヶ月毎とし、報告の結果、受注者がこの事業の機能を十分に果たしたと認められる場合に、各月の正当な報告書及び請求書が提出されてから30日以内に発注者が支払いを行う。
- (2) 受注者は委託期間終了後、遅延なく発注者に対して精算書を提出するものとする。
- (3) 職員配置基準を満たさない期間が1ヶ月を超えて発生する場合は、委託料のうちの人件費相当分について、発注者と受注者で協議を行う。相当の期間を超える場合、委託料を減額する可能性があるものとする。

12. その他

- (1) 受注者は発注者が必要とする調査等に対して協力すること。関係書類は、契約期間満了時または契約解除後5年間保存し、契約期間満了後又は契約解除後であっても、書類の提出等の協力をする。
- (2) この仕様書の解釈等について、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、発注者及び受注者の協議の上、定めることとする。

令和 7 年 6 月 1 2 日

関係機関 各位

朝霞市障害者自立支援協議会
会長 飯 村 史 恵

令和 7 年度市内福祉事業所等職員向け専門職研修について（通知）

入梅の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび障害者虐待防止に向けた理解を深めるとともに、専門職の支援力の向上を図るため、障害（児）者福祉サービス事業所及び相談支援事業所等を対象に、下記のとおり研修を実施することとなりました。

つきましては、日頃より障害福祉業務に携わる皆様にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。参加をご希望の場合は、別紙にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|------------------------|--|
| 1 日 程 | 令和 7 年 7 月 1 6 日（水） 午後 1 時から午後 5 時まで |
| 2 場 所 | 朝霞市民会館ゆめばれす 会議室梅（朝霞市本町 1-26-1） |
| 3 内 容 | 福祉施設における虐待防止の取り組み
※支援の中にある何気ない無意識の関わりの中に虐待の芽があります。本研修は、福祉施設従事者による虐待について学ぶとともに、不適切な支援につながりやすい「強度行動障害」に対する知識と理解を深め、日々の実践現場で活かすためのグループ討議を行います。 |
| 4 対 象 者
<u>内推奨）</u> | 障害福祉サービス事業所等に勤める職員（ <u>所属年数概ね 5 年以内推奨</u> ）
※会場の関係上、人数は抽選にて 30 名に絞らせていただきます。 |
| 5 講 師 | 社会福祉法人邑元会しびらき施設長 相浦 卓也 氏
埼玉県社会福祉事業団嵐山郷行動援助部 永田 裕也 氏 |
| 6 申 込 み | 電子メールまたは FAX にてお申込み下さい。
<u>締切 6 月 3 0 日（月）まで</u> |

問合せ 朝霞市役所 障害福祉課
担当者 佐々木・芳賀・芦田・磯部
電 話 0 4 8 - 4 6 3 - 1 5 9 8
F A X 0 4 8 - 4 6 3 - 1 0 2 5
Mail : syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp

好きなものを好きなとき好きなひとと。



事業案内

法人概要

法人名 社会福祉法人 邑元会
 設立 平成6年(1994年)7月7日
 本部所在地 埼玉県深谷市藤野木117
 代表者 理事長 藤間 憲一
 基本金 6,000万円
 従業員数 379名(常勤245名・非常勤124名)
 事業内容 社会福祉事業(第一種・第二種)
 および公益事業



特別養護老人ホームあかつき
(平成7年6月開設)



障害者支援施設しびらき
(平成14年6月開設)



特別養護老人ホームかがやき
(平成27年3月開設)

老人介護事業

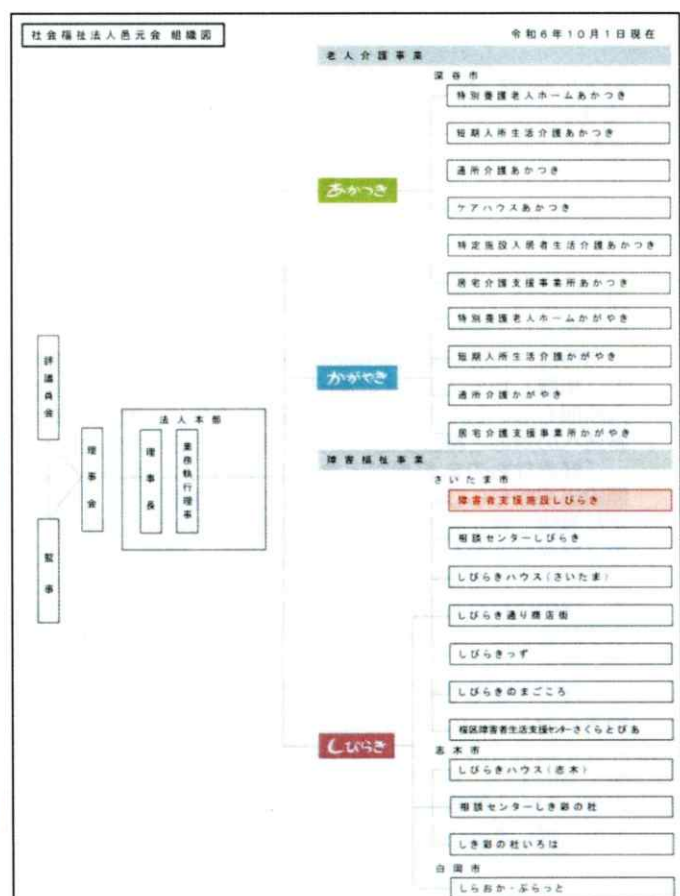
あかつき

かがやき



障害福祉事業

しびらき



障害福祉事業（しびらき）の概要

居住の支援



**障害者支援施設しびらき
相談センターしびらき**

相談支援
さいたま市桜区新開3-3-17

施設入所支援(50名)・生活介護(70名)・短期入所(5名)・日中一時支援・特定相談



しびらきハウス

相談センターしき彩の杜(志木市委託事業)

相談支援

さいたま市桜区塚本3-3-17 志木市中宗岡1-3-25

共同生活援助(11住居・58名)・短期入所(3名)・一般・特定・障害児相談

就労・日中活動の支援



しびらき通り商店街

さいたま市桜区新開1-4-13

就労移行支援(6名)・就労継続支援B型(24名)

在宅の支援



しびらきのまごころ

さいたま市桜区新開2-6-23

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援・生活サポート

障害児の療育



しびらきっず

さいたま市桜区新開2-6-23

放課後等デイサービス(10名)

相談支援



**桜区障害者生活支援センター
さくらとびあ**
(さいたま市委託事業)

さいたま市桜区田島4-10-8

一般・特定・障害児相談



しき彩の杜いろは

志木市中宗岡1-4-61

生活介護(20名)・就労継続支援B型(10名)



しらおか・ぷらっと

白岡市新白岡4-13-3
白岡市上野田1359-1

就労継続支援B型(20名)



開設 平成14年(2002年)6月
実施事業 障害福祉等 17事業
実施エリア さいたま・志木・白岡市
従業員数 204名(内、常勤95名)

しびらきの歩み -History-

好きなものを 好きなとき 好きなひと。
障害のあるなしに関わらず、普通に暮らし働き活動できるまち。
そんなすてきな、あたたかいまちが、形作られていくのを感じています。

社会福祉法人邑元会しびらきは、平成14年6月に当時の浦和市新開(しびらき)に、知的障害者の方々が暮らす入所施設として開設しました。

当時は、社会福祉基礎構造改革の中で障害福祉の仕組みも「措置」から「契約」の時代へと大きく変革する時期で、入所間もない利用者・ご家族の皆様とともに、暫くの間は新法への対応と施設生活の安定に注力する日々でした。

「好きなものを 好きなとき 好きなひと」は、そんな開設当初からしびらきが大切にしてきた理念です。さまざまな事情で親元を離れて暮らす利用者の方々が、それぞれの「好きなもの」を生活の中に見出し、笑顔にあふれ心豊かに過ごせるよう、支援者として努めてきました。やがて、日中通われる方、短期間利用される方、この地域に暮らす障害を持った方々と私たちのご縁が、次第に広がっていきました。

一方で、在宅で暮らす方への居宅支援、相談支援等を実施する中で、この地域の障害福祉ニーズ(需要)に対し受け皿の整備(供給)が圧倒的に追いついていない状況を痛感するに至り、その傾向は年を追うごとに顕著となっていきました。入所施設への待機者は増え続け、ご家族の介護負担と親亡き後の不安は膨らむ一方でした。

また、入所在宅かの二択ではなく、障害を持った方々が地域で自立して生きるための選択肢(グループホーム等)も、この地域には長らく未整備のままでした。ですから、当然そのような地域で暮らす住民の方々と障害者とのふれあいはほとんど稀で、住民の方々にとって障害者とは、ご家族か、一部の限られた支援者だけが関わる存在、という認識だったのだと思います。

そして私たちは、平成23年3月のしびらきハウス(グループホーム)の整備を契機に、障害のあるなしに関わらず住み慣れた地域で本当に安心して暮らせる場の確保、そしてその前提的な基盤となる地域の理解の醸成を、大きな目標として掲げました。就労支援の場としてのベーカリー店や福祉農園は、そうして生まれることとなったのです。

今では、これらが地域の皆様と障害を持った方々との日常的な接点・機会となり、障害者は支援者のみが関わる存在ではなく、普通に暮らし活動する地域の一員ということが自然と広がっています。地域の皆様、ご家族の皆様、関係の皆様のおかげで、すてきな、あたたかい地域(まち)が形作られていくのを感じています。

今、社会福祉法人である私たちは、その当然の使命として、障害福祉にとどまらず地域の課題や困りごとにすすんで取り組み、貢献していくことが求められています。実はこのことは、同時に、地域共生社会の実現に向けた私たちの目標とも重なるものです。

しびらきの歩みは今まさに始まったばかりですが、これからも地域で必要とされるニーズを常に察知し把握し、1つ1つの「好きなもの」や想いの実現に的確に応えていく存在でありたいと思っています。

Follow Us!

公式SNSやりまくってます。



公式HP しびらきファーム 検索



社会福祉法人 邑元会

しびらき

が運営しています！



公式HPも
のぞいてみてね！



しびらき

検索



Follow Us!

公式SNSやりまくってます。



COMING
SOON

COMING
SOON

COMING
SOON

COMING
SOON



社会福祉法人 邑元会

しびらき

が運営しています！



公式HPも
のぞいてみてね！



しびらき

検索



社会福祉法人 邑元会

あかつき



〒338-0834 さいたま市桜区新開3-3-17

お問い合わせ

048-839-3910 / sibiraki@r2.dion.ne.jp (平日9:00-17:00)